

生駒市条例第10号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和25年法律第201号）」の次に「、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」を加える。

別表第1の1の項、1の2の項及び1の3の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第2の1の項を次のように改める。

1	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法（以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書又はこれに準ずるもの（以下この項において「構造計算書等」という。）の添付を要する場合 16,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 10,000円
			床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 25,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 15,000円
			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 37,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 21,000円

		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 構造計算書等の添付を要する場合 55,000円 イ 構造計算書等の添付を要しない場合 27,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	92,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	120,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	230,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	270,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	410,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	660,000円

別表第2の1の2の項を削り、同表の11の項の次に次の1項を加える。

11の2	法第6条第1項に規定する建築基準法の規定の適用除外となる移転に係る認定申請手数料	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定による移転に係る認定の申請に対する審査	27,000円
------	--	---	---------

別表第2の12の項中「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、「第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号」を加え、「承認の」を「認定の」に、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に改め、同表の44の項の次に次の1項を加える。

44の	要除却認定	マンションの建替え等の円滑化に	160,000円
-----	-------	-----------------	----------

2	マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料	関する法律第105条第1項の規定による要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションに係る容積率の特例の許可の申請に対する審査
---	---------------------------	--

別表第2の45の項を次のように改める。

45	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 55,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(市長が定める基準に適合しないものを除く。)の交付を受けたもの(以下この項及び47の項において「住宅性能評価適合住宅」という。)である場合(ウに掲げる場合を除く。) 20,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び47の項において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合 10,000円 エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 28,000円を申請に係る住戸数で除して得た額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
			床面積の合計が	次に掲げる区分に応じ、そ

<p>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	<p>それぞれ次に定める額  ア 1戸建ての住宅の場合（イ及びウに掲げる場合を除く。） 71,000円  イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに掲げる場合を除く。） 24,000円  ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 12,000円  エ 共同住宅等の場合（オ及びカに掲げる場合を除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額  オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに掲げる場合を除く。） 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た額  カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
<p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額  ア 1戸建ての住宅の場合（イ及びウに掲げる場合を除く。） 119,000円  イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに掲げる場合を除く。） 34,000円  ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 17,000円  エ 共同住宅等の場合（オ及びカに掲げる場合を除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額  オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに掲げる場合を除く。） 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た額  カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で</p>

	除して得た額
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 185,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 53,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 26,000円 エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 99,000円を申請に係る住戸数で除して得た額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 359,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 89,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 36,000円 エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 183,000円を申請に係る住戸数で除して得た額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画

	である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 636,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 311,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 64,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 1,088,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 477,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 107,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 2,006,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 864,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 174,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 2,862,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 1,177,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 213,000円

		床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 3,505,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 1,423,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円
--	--	--	---

別表第2の46の項中「及びウに掲げる額を合算した額」を「に掲げる額」に改め、「ウ 1の項のアに規定する1の2の項に掲げる手数料の額の消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額」を削り、同表の47の項を次のように改める。

47	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。)	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの	8,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更(以下「第1号変更」という。)の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 39,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 11,000円(1戸建ての住宅の場合にあつては、3,000円) ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更(以下「第2号等変更」という。)の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 6,000円 エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更(以下「第3号変更」という。)の場合 2,000円
----	----------------------	--	----------------------------	--

<p>変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</p>	<p>10,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 17,000円(1戸建ての住宅の場合にあつては、4,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 7,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>14,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 92,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円(1戸建ての住宅の場合にあつては、7,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 10,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>24,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 143,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 57,000円(1戸建ての住宅の場合にあつては、11,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円</p>

	エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)	34,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 291,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 116,000円(1戸建ての住宅の場合にあっては、21,000円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 31,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	62,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 530,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 205,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 42,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	105,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 928,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円

		<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額  ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1,737,000円  イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 596,000円  ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 94,000円  エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>211,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額  ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 2,524,000円  イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 838,000円  ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 125,000円  エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)</p>	<p>225,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額  ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3,121,000円  イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 1,039,000円  ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 157,000円  エ 第3号変更の場合 2,000円</p>

別表第2の48の項中「及びウに掲げる額を合算した額」を「に掲げる額」に改め、「ウ 1の項のアに規定する1の2の項に掲げる手数料の額の消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する額」を削り、

同表の 5 2 の項中「ウ 1 の項のアに規定する 1 の 2 の項に掲げる手数料の額の消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税に相当する額」を削り、同表の備考中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例中第 2 条第 2 号の改正規定、別表第 2 の 4 4 の項の次に 1 項を加える改正規定並びに同表の第 4 5 の項及び第 4 7 の項の改正規定は平成 2 7 年 4 月 1 日から、別表第 1 の改正規定は同年 5 月 2 9 日から、その他の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。